

平成 20 年度

沖縄イノベーション創出事業 「顕在化ステージ」

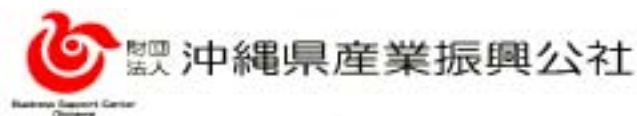
公募要領

受付期間：

平成 20 年 2 月 12 日(火)～平成 20 年 3 月 14 日(金)

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:30 / 月曜～金曜

本公募は、平成 20 年度の予算成立後できるだけ早く研究開発が開始できるようにするため、予算成立前に公募を行うこととしています。採択・執行に当たっては、国及び沖縄県の平成 20 年度当初予算成立が前提となります。



目次

ページ

1．事業の概要	1
(1)顕在化ステージの目的	
(2)顕在化ステージの対象範囲	
(3)研究開発課題の募集分野	
(4)事業の仕組み	
(5)応募資格	
(6)研究開発期間	
(7)研究開発費	
2．応募手続	4
(1)募集	
(2)インターネットの利用	
(3)応募にあたっての留意事項	
3．提案プロジェクトの選定	7
(1)選定方法	
(2)審査基準	
(3)採択	
(4)その他	
4．研究開発の実施	8
(1)委託契約の締結	
(2)委託費	
(3)購入機器	
(4)研究開発の実施	
(5)委託業務終了	
(6)研究成果	
(7)継続採択の決定	
5．研究評価	10
(1)研究評価	
(2)研究成果の普及	
(3)フォローアップ評価	
6．研究開発経費積算内訳書作成要領	10
7．その他	12
(1)マッチングサポート	
(2)国等のクラスター計画等との連携	
(3)県及び公社等が実施する中小・ベンチャー企業支援事業等の活用	
提案書類チェックシート	14
提案書受付通知用はがき及び提案結果通知用封筒の作成について	15
提案書の様式	16
参考1：競争的資金の適正な執行に係る共通指針	36
参考2：競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針	39

平成20年度 沖縄イノベーション創出事業 「顕在化ステージ」公募要領

沖縄県（以下、「県」という。）では、平成20年度「沖縄イノベーション創出事業」を(財)沖縄県産業振興公社（以下「公社」という。）に委託して実施することとしており、当該事業に係る研究開発プロジェクトを以下の要領で広く募集します。

1. 事業の概要

(1) 顕在化ステージの目的

沖縄イノベーション創出事業(1)「顕在化ステージ」では、本県においてイノベーションの創出が見込まれる大学・公設試験研究機関等の研究シーズを掘り起こし、産学官が連携してシーズの実用性を検証することで産業振興に有効なシーズとして顕在化(2)させることを目的としています。

そのため、沖縄の地域資源や優位性等を活かせる分野において、民間企業等（第3セクター(3)、NPO、各種団体等を含む。以下同じ。）又は公益法人が、大学（国立大学法人、公私立大学、高等専門学校及び短期大学をいう。以下同じ。）又は公設試等（公設試験研究機関及び独立行政法人の研究機関をいう。以下同じ。）と共同で実施する研究開発を推進します。

- (1) 本事業でいう「イノベーション」とは、経済や産業の発展に繋がる技術や仕組み等の革新を意味します。
- (2) 本事業でいう「顕在化」とは、民間企業の視点から大学等の研究シーズが潜在的に持つビジネスとしての展開可能性を検証し、最終的なビジネスイメージを明確にすることを意味します。
- (3) 第3セクターとは、地方公共団体等（国が出資した公共法人、公益法人等を含む）が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの併せて3分の1を超える出資をしている法人又は単一の地方公共団体が4分の1以上出資している法人をいいます。

(2) 顕在化ステージの対象範囲

顕在化ステージでは、大学・公設試等の研究シーズが潜在的に持つビジネスとしての展開可能性や当該研究シーズを活用し、開発する商品・サービス等の事業化・実用化の可能性を明確にするための研究開発を事業の対象としています。

したがって、大学・公設試・民間研究機関等に顕在化の対象となる研究シーズ候補が存在していることが必要であり、研究開発要素の薄い量産設備等の整備的なものは事業の対象になりません。

(3) 研究開発課題の募集分野

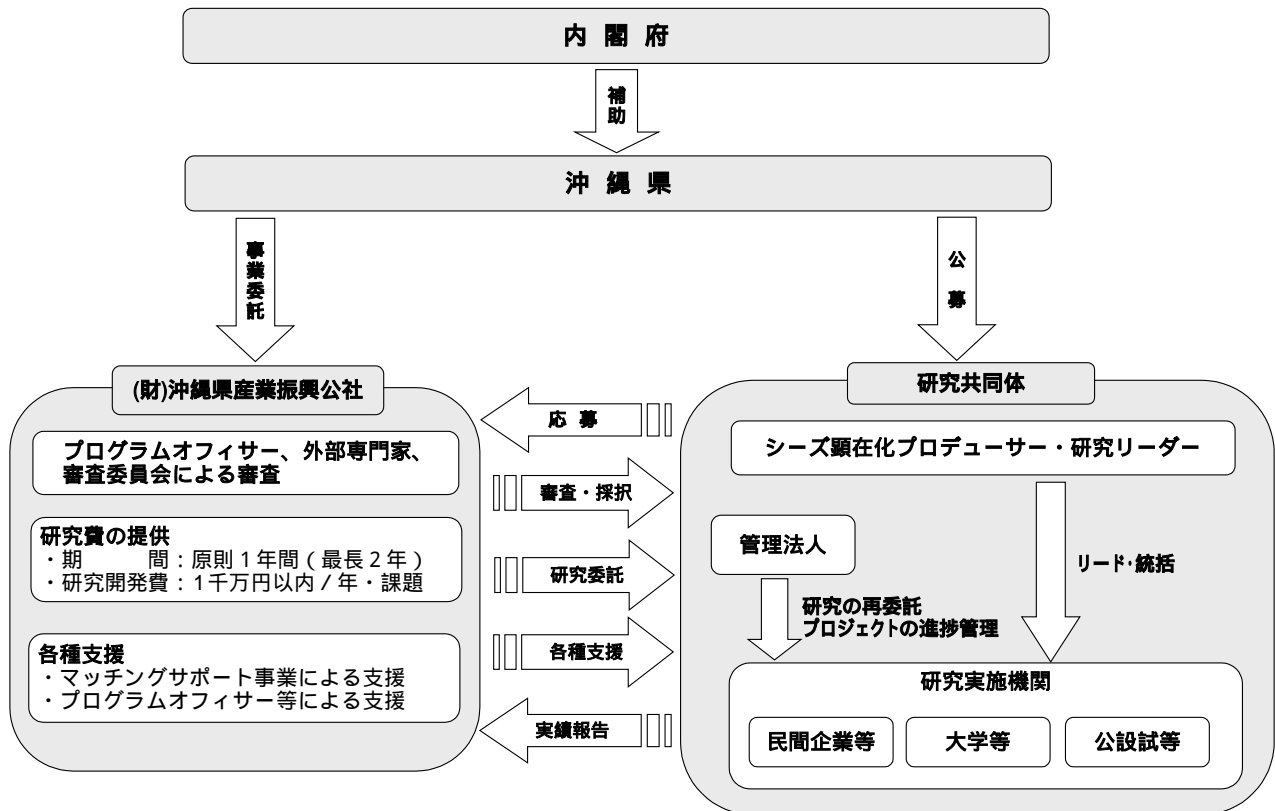
本県の産業振興に貢献する可能性の高いと期待される「観光・リゾート産業」、「情報通信関連産業」、「農林水産業」、「加工交易型産業」、「国際物流関連産業」、「地域資源等を活かした健康食品産業」、「環境関連産業」等の沖縄振興計画の重点産業分野において、本県の資源や特性を活用した新事業の創出及び既存産業の高度化に資する研究開発であること。

提案書では該当すると思われる産業分野・研究分野を明記して下さい。

< 研究分野の例 >

情報通信関連分野、電子・通信工学分野、情報提供サービス分野、コンテンツ製作技術分野、健康食品分野、機械分野、バイオテクノロジー分野、材料分野、環境・リサイクル分野、医療・健康保健分野、土木技術分野、農林水産技術分野、エネルギー分野、観光関連分野、行政サービス分野など

(4) 事業の仕組み



(5) 応募資格

以下に示す研究共同体に応募の資格があります。

1) 研究共同体の構成

応募にあたっては、以下の要件を満たす民間企業、公益法人、研究機関等の構成員からなる研究共同体を構成する必要があります。

沖縄県内に本社を有する民間企業が原則として1社以上参加すること。沖縄県内に本社を有する民間企業が参加しない場合においては、研究開発及び研究成果を活用した事業展開を県内において実施することを条件とします。

研究成果を活用した事業展開を県内において実施することとは、本社、支店、営業所及び工場等の事業拠点を県内に設け、本事業による研究成果を基にした製品及びサービス（成果を一部活用したものを含む）の開発、製造、販売、提供等の事業活動を行うことを指し、その実現に要する期間は、支援期間終了後、1年程度を想定しています。

管理法人は、民間企業又は公益法人の中から設定すること。（大学・公設試等は管理法人にはなり得ません。）

顕在化ステージの対象となるシーズ候補を有する研究実施機関が参画していること。なお、研究実施機関の範囲は、大学、公設試等、公益法人、研究成果等を有する民間研究機関等とします。

シーズ顕在化プロデューサーと研究リーダーを設定すること。なお、シーズ顕在化プロデューサーが研究リーダーを兼務することはできません。

応募にあたり、参画する全ての所属機関において事前に提案の了承が得られていること。特に、大学等において知的財産関連部門・産学連携推進部門等が設置されている場合は

当該部署の了解も得ていること。

提案する研究開発を適確に遂行するに足る事務的・技術的能力を有すること。

2) 管理法人

管理法人は、研究プロジェクトの運営管理、研究共同体構成員相互の調整、財産管理（知的所有権を含む）等の事務的管理及び研究開発成果等の普及を主体的に行う母体としての機関であり、公社からの委託契約における受託者として、一切の契約責任を有します。

したがって、管理法人は、以下の要件を満たすことが必要です。

《管理法人の要件》

公社と委託契約を締結できること。

管理法人と研究実施機関とが締結する再委託契約等（受託研究契約、共同研究契約等を含む）においても、公社との委託契約に準拠していただく必要があります。

当該研究開発を受託できる財政的健全性を有していること。原則として委託費は精算払いとなるため、研究期間中は研究費（再委託費含む）の立替払いが可能であること。

研究共同体構成員相互の調整や研究開発の進捗管理及び事務的管理等を行う能力を有していること。

上記の体制を整備するため、公社を含めた委員会を設置すること。

委託契約終了後においても、取得財産の管理や研究評価等に責任を持って対応することができること。

研究開発及び事業化の主体となる県内民間企業が管理法人となることが望ましいですが、当該企業が上記の条件を満たさない場合には、他の法人でも可能です。

大学、公設試等は管理法人となり得ません。

研究開発期間の中途でも上記の要件を満たさなくなった場合、研究契約を取り消すことがありますので留意して下さい。

3) 研究実施機関（再委託先）

研究プロジェクトを実施する研究者が所属する民間企業等、大学、公設試等、公益法人等の機関が対象となります。

《研究実施機関の要件》

管理法人との間で再委託契約等が締結可能であること。

当該委託研究開発を行うための体制が整備されていること。

管理法人が研究実施機関を兼ねる場合には、管理業務に支障が出ないように組織体制が整備されていること。

設備製作の請負、市場調査等のコンサルタント業務、アドバイス等のみを実施する組織は、研究実施機関に該当しません。責任を持って研究開発及び事業化を推進する民間企業等及び大学又は公設試等が存在することが必要です。

4) シーズ顕在化プロデューサー

シーズ顕在化プロデューサーの要件は、次の ~ に該当する者とします。

研究共同体に参画する日本の法人格を有した民間企業に常勤していること。

研究期間中、研究共同体をリード・統括し、責任を持って研究プロジェクトを推進すること。

ビジネスの視点からシーズ候補を顕在化する際に必要となる知識、能力、経験及び地位を有していること。

5) 研究リーダー

研究リーダーの要件は、次の ~ に該当する者としてします。

管理法人又は研究実施機関に所属していること。

顕在化の対象となるシーズ候補について、高い知見を有していること。

当該研究全般にわたって十分なリーダーシップを発揮し、研究共同体が実施する研究や研究成果等に関し、責任を持ってリード・統括することができる研究上の知識、能力及び経験を有していること。

(6) 研究開発期間

原則として1年以内としますが、研究開発の内容によっては最長2年までとします。ただし、研究開発の進捗状況や国及び県の予算状況等により、短縮又は中断することがあります。

(7) 研究開発費

1 研究開発プロジェクトあたりの研究開発費の上限は、年間 1,000万円とします。

顕在化ステージでは、採択の条件として特に企業負担等は求めません。

採択額は、提案額と委託契約額と異なる場合があります。

2. 応募手続

(1) 募集

1) 提案者

応募は必ず管理法人が行って下さい。

2) 提案様式

提案書は様式に従って作成して下さい。

提案書は、選考審査に必要な事項について過不足のないように、かつ、理解しやすいように簡潔に記述して下さい。

提案書の用紙の大きさはA4版で作成して下さい。

提案書類は日本語で作成して下さい。

通しページ(【様式1】から1ページ)を提案書下中央に必ず打ち、各部ごとに左上をクリップで止めて提出して下さい。ステーブラ(ホチキス)止めや、製本等は絶対に行わないで下さい。

3) 必要書類

提出していただく書類は以下の6項目です。

提案書(正1部(片面印刷)・写し20部(両面印刷)、管理法人の社印を押印してあるもの。)

提案書類チェックシート(14ページ参照)

提案書に不備がないかチェックしたものを提出して下さい。

提案書受付通知用はがき(15ページ参照)

提案結果通知用封筒(15ページ参照)

提案書の内容が全て入力された電子媒体(CD-R)1枚

推奨アプリケーション

「Microsoft Word (Word2002 以下)」又は「一太郎 (バージョン13 以下)」

補足資料(定款又は寄付行為、出資者及び役員の一覧が記載されている書類、最新の決算(営業)報告書(1年分)1部

なお、様式の不備や社印が捺印されていない場合、審査の対象とならないことがありますのでご注意ください。

また、審査を行う上で、追加資料の提出をお願いする場合があります。

4) 重複申請の制限

管理法人、シーズ顕在化プロデューサー、研究リーダー、及び研究実施機関に所属する研究者が、次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外され、採択の決定が取り消されることがあります。

同一の課題名又は内容で、既に国等の助成制度による助成を受けている場合、又は採択が決定している場合。

なお、他制度への申請段階での応募は差し支えありませんが、他の制度への申請内容、採択結果によってはこの制度の審査の対象から除外されたり、採択の決定が取り消される場合があります。

同一の者がシーズ顕在化プロデューサー又は研究リーダーとして、本事業の顕在化ステージ又は事業化ステージに2件以上応募している場合、全て審査の対象となりえますが、採択されるのはそのうちのいずれか1件のみとなります。

5) 締め切り、提出先等

応募受付期間：平成20年2月12日(火)～平成20年3月14日(金) 17:30まで

応募受付期間内に下記提出先に必着させて下さい。

原則として、締め切りを過ぎての提出・差し替えは受け付けませんのでご注意ください。

郵送等（配達証明に限る）の場合、配達等の都合で締切時刻までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付されるようご注意ください。

なお、**FAX、メールによる提出は受け付けません。**

提出された提案書は返却致しませんのでご了承下さい。

6) 受付先及び問い合わせ先

また、本件に関する問い合わせ先は次のとおりです。

提出先：〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1
(財)沖縄県産業振興公社 研究開発支援プロジェクトチーム
担当：下地、岡
電話：098-859-6239
FAX：098-859-6233
e-mail：innovate@okinawa-ric.or.jp
受付時間等：月曜～金曜（祝日を除く）
9:00～12:00、13:00～17:30

質問の際は本公募要領の様式18（35ページ）を活用して下さい。

(2) インターネットの利用

本公募要領、提案様式等は下記ホームページにも掲載しておりますのでご利用下さい。

また、提案様式については公社ホームページよりダウンロードできます。

財団法人 沖縄県産業振興公社

ホームページアドレス <http://www.okinawa-ric.jp>

沖縄県観光商工部 新産業振興課（県ホームページ新着情報）

ホームページアドレス <http://www.pref.okinawa.jp/index.html>

(3) 応募にあたっての留意事項

本事業は競争的研究資金に登録されていませんが、競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成18年11月14日改正）（参考1）の規定に準じ、以下の措置を講じますので、応募の際はご留意下さい。

1) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

競争的資金の適正な執行に関する指針の規定に準じ、不合理な重複及び過度の集中を排除するため、各府省で次の措置を執ります。

不合理な重複及び過度の集中の排除を行うため、提案内容の一部について必要な範囲内で、他府省を含む他の競争的研究資金担当課（独立行政法人である配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。

研究者のエフォート（研究専従率）（ ）等提案書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額処分とすることがあります。

エフォート（研究専従率）とは

研究者の年間の全仕事時間（研究活動の時間のほか、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指す。）を100%とした場合の、そのうちの当該研究の実施に必要な時間の配分率。

更に、競争的研究資金以外でも、政府において同一の研究者の同一又は著しく類似したプロジェクトは、関係省庁等の連携により重複して助成しないこととされていますので、ご留意下さい。

2) 不正経理及び不正受給を行った研究者等の制限

競争的資金の適正な執行に関する指針の規定に準じ、本事業及び他府省の競争的研究資金において不正経理又は不正受給を行ったために、委託費又は補助金等の全部又は一部を返還した研究開発課題の研究者及びそれに共謀した研究者に対し、以下の措置を講じます。

不正経理を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して本事業への応募を制限します。（応募制限期間：不正の程度により、原則、委託費又は補助金等を返還した年度の翌年度以降2～5年間）

偽りその他不正な手段により競争的研究資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本事業への応募を制限します。（応募制限期間：原則、委託費又は補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間）

本事業のプロジェクトにおいて不正経理又は不正受給が行われた場合、他府省を含む他の競争的研究資金担当課に不正経理又は不正受給の概要（不正経理又は不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容等）を提供します。なお、不正経理又は不正受給をした研究者及びそれに共謀した研究者に対し、他府省を含む他の競争的研究資金への応募が制限される場合があります。

3) 研究上の不正への対応

競争的資金の適正な執行に関する指針の規定に準じ、本事業及び他府省の競争的研究資金による研究論文等において、研究上の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）があると認められた場合、以下の措置を講じます。

当該研究費について、不正行為の悪質性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

不正行為に関与した者に対し、本事業への応募を制限します。

（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間）

不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、本事業への応募を

制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間）

他府省を含む他の競争的研究資金担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者及び上記により一定の責任があるとされた者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度等）を提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記により一定の責任があるとされた者に対し、他府省を含む他の競争的研究資金への応募が制限される場合があります。

3. 提案プロジェクトの選定

(1) 選定方法

1) 形式審査

応募された提案書類は、事務局で応募資格を満たしているか審査します。応募資格を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外されます。

2) 書類審査

応募資格を満たしている提案書類については、外部の専門家の助言を得つつ、公社が設置する「沖縄イノベーション創出事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」において審議されます。公社はその審議結果の提言を受けて採択プロジェクトを決定します。

この過程において、シーズ顕在化プロデューサー、研究リーダー及び管理法人等に対し、審査の段階に応じ、数回のヒアリングを実施することや追加の資料の提出を求められます。

研究プロジェクトの選定は非公開で行います。選定の内容に関する問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準

審査委員会は、応募資格を満たしている提案プロジェクトについて、以下の項目を基に評価し、総合的な審査を行います。

・研究開発内容に関する評価

シーズ候補の新規性・独創性

顕在化の対象となるシーズ候補の内容に新規性・独創性があり、当該事業分野における最新の技術水準や今後のトレンド等と比較して適切であること。

顕在化計画の具体性・妥当性

研究シーズの顕在化に向けて解決すべき課題・問題点が明確であり、かつ、研究期間内で達成可能な計画となっていること。

研究開発費の妥当性

提案された研究開発費が、提案書に記載された研究内容及び顕在化に向けた計画を推進していく上で妥当な額となっていること。

・沖縄県の振興に関する政策的観点からの評価

沖縄の優位性を活かした地域イノベーション創出の可能性

当該研究プロジェクトで想定しているビジネスが、本県の有する地域資源及び特性等を十分に活かしたものであり、本県における地域イノベーションの創出（新産業の創出、既存産業の高度化又は地域振興等）に資することが期待できること。

本県における経済的効果及び雇用効果等

当該研究プロジェクトで想定しているビジネスの実施により、実施企業のみならず、本県関連産業全体に対して経済的効果、雇用効果等が期待できること。

本県への技術的波及効果

研究プロジェクトの成果が広範囲に活用され、研究共同体のみならず、本県関連産業全体への技術的波及効果が期待できること。

(3) 採択

提案された研究テーマの採択・不採択については、後日、公社から管理法人に通知します。採択されたプロジェクトについては、公社ホームページ及びプレス発表等により、研究テーマ、参加組織名、研究の要約等を公表します。

なお、審査委員会からの要望等を踏まえ、採択の条件として提案書における研究計画等の一部見直して頂くことや、事業予算との調整を図るため、見積書、労務費、旅費規程等の提出を頂いた上で、積算を見直して頂くことがあります。

(4) その他

提出書類はプロジェクトの選定のためにのみ使用いたします。提案書等の返却はいたしませんのでご留意下さい。

本制度では、提案書類の取扱いは厳重に行い、以下の項目については、公表を行います。

- 1) 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲で、国及び県への文書による照会を実施する場合があります。
- 2) 採択決定以降、採択案件に限って、様式2のプロジェクト概要の記載内容、研究共同体構成メンバー及び契約金額については公表する場合がありますので、当該部分の公表について提案者の了解を得たものとして扱わせていただきます。提案にあたっては十分に注意して記載して下さい。

4. 研究開発の実施

(1) 委託契約の締結

採択されたプロジェクトについては、公社と管理法人との間で委託契約を締結することとなります。ただし、契約条件(再委託条件も含む)が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご留意下さい。なお、その際の契約金額は必ずしも提案金額とは一致しません。

また、管理法人と研究実施機関は、再委託契約又は受託研究契約(共同研究契約も含みます。)を締結することが必要です。

契約締結後は、再委託契約書等の写し、実施計画書を速やかに公社に提出して下さい。

(2) 委託費

公社が負担する委託費は、プロジェクトの遂行に必要な経費及び研究成果のとりまとめに必要な経費とします。

具体的には、「研究開発経費積算内訳書作成要領」(10ページ)のとおりです。

委託費の支払いは、原則として委託業務終了後の翌年5月頃に精算払いとなります。

(それまでの間は原則として管理法人の立替払いとなります。)

特に必要と認められる場合は、所定の手続きを行い、県の承認を得るとともに、年度の途中で事業の進捗状況及び費用(支払行為)の発生を確認した上で、当該部分にかかる委託金額が支払われることもあります。

(3) 購入機器

1) 機器・設備の購入

研究開発に必要な機器・設備は、研究共同体構成員所有の機器・設備を活用して下さい。研究共同体構成員が所有しておらず、かつ他機関からの借用も困難である場合においても、可能な限りレンタル又はリースで対応して下さい。

2) 所有権

管理法人が委託契約に基づき購入した機器・設備については、契約終了後に沖縄県の所有となります。

3) 管理主体

購入機器の管理は、原則として管理法人があたり、購入、維持等の管理行為を行うものとします。ただし、特に必要な場合には、県の了解のもとに、研究実施機関が管理の一部を行うことができます。なお、県は、委託業務の遂行に際し発生した事故については、一切責任を負いません。購入機器等に関しては、管理法人が損害保険等を掛けるなど、不慮の事故等に対応出来るよう、万全を期して下さい。

4) 研究終了後の購入機器の処分について

委託研究終了後の県所有の機器・設備の処分については、買い取りが基本となります。買い取り価格については、県、公社、管理法人の三者で別途協議します。引き続き研究を行う際には、貸与についても別途協議します。

(4) 研究開発の実施

研究共同体は委託契約・再委託契約等に基づき、研究開発を行っていただきます。シーズ顕在化プロデューサー、研究リーダーには、研究開発の統括を行っていただきます。管理法人には、研究共同体構成員相互の関係を調整し、研究開発の進捗管理及び事務的管理等を行っていただきます。

この過程において、公社は、研究開発の状況、シーズ顕在化の可能性、経費管理等に関する各種フォローアップを随時行います。

(5) 委託業務終了

委託業務終了に伴う事務手続きのため、委託業務完了報告書、委託業務経費使用明細書、取得財産に関する資料等を提出して頂いた上で、公社が完了検査を実施します。

また、委託業務終了後に成果報告会を開催いたします。

(6) 研究成果

1) 研究成果報告書

委託研究終了時に研究成果報告書を公社に提出していただきます。研究成果報告書の著作権は県に帰属します。研究成果報告書は、原則、公開することとしますが、公開の時期については、特許等の登録・出願・申請の手続き状況等を勘案し、協議することとします。

2) 知的所有権等の帰属

委託研究を実施することにより特許権等の知的所有権等が発生した場合、その知的所有権等は、以下の3件を遵守していただくことを条件に、原則として研究共同体の構成員に帰属します。

知的所有権に関して出願・申請の手続きを行った場合、遅滞なく県知事に報告すること。

県知事が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、当該知的所有権を無償で利用する権利を許諾すること。

相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、県知事が公共の利益のために、特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。

(7) 継続採択の決定

採択決定は委託期間（1年間）の申請内容に関するものであり、2年目の研究事業に係る継続採択に関しては、年度末に開催する継続審査委員会において事業の研究評価を実施し、次年度の研究継続について可否を決定します。

公社は、継続審査委員会の決定を受けて、研究共同体との継続契約を締結します。

5. 研究評価

(1) 研究評価

研究開発終了後、研究成果報告会の場で、研究成果を報告していただき、研究の評価を行うこととします。

(2) 研究成果の普及

研究共同体には、研究開発期間中及び終了後に本事業に係る研究開発・事業化成果について、研究成果発表会、学術論文、国内外の関係学会、マスコミ等に発表することにより、積極的な研究成果の公開・普及、産学官連携の推進等に努めていただきます。その発表については公社に報告していただきます。

また、沖縄産学官連携推進協議会等が行う産学官連携等の発表会において、研究状況や成果を発表して頂くことがあります。

(3) フォローアップ評価

本事業の目的を遂行するため、研究開発期間終了後概ね5年間は、その後の事業化の動向や技術開発成果の波及効果などについて、随時フォローアップ評価（追跡評価）を行うこととします。

フォローアップ評価における情報収集の手法については、アンケート及びインタビュー形式により行います。対象者は、シーズ顕在化プロデューサー、研究リーダー、管理法人、関連する学識経験者、技術ユーザー等とします。

また、必要に応じて国、県、公社が行う本事業に関する調査については、協力を行っていただきますので、あらかじめご了承下さい。

6. 研究開発経費積算内訳書作成要領

委託料（再委託料含む）の積算にあたっては以下の要領に従って下さい。

研究開発用機械装置費等

当該経費は、プロジェクト全体について、プロジェクト管理法人が一切の管理責任を負うものとするため、プロジェクト管理法人の経費として一括して計上することを原則とします。具体的内容としては、次の項目の経費とします。

1. 研究開発用機械装置費（ ）

委託業務の遂行に必要な機械装置、その他設備等の製作又は購入を必要とした場合におけるその製造原価又は購入に要した経費。

2. 研究開発用機械装置借用費

研究開発用機械装置費のリース又はレンタルに要した経費。

3. 保守費

機械装置等の保守（機能の維持管理等）を必要とした場合における労務費、旅費交通費、滞在費、消耗品費及びその他の必要な経費。（ただし、及びの1.から3.に含まれるものを除く）。また、外注を必要とした場合は、それに要した経費。

4. 改造修理費

機械装置等の改造、修繕を必要とした場合における労務費、旅費交通費、滞在費、消耗品費及びその他必要な経費（ただし、及びの1.から3.に含まれるものを除く）。また、外注を必要とした場合は、それに要した経費。

1. 研究開発用機械装置費については原則としてリース又はレンタルで対応していただきます。この場合の経費は必ず2. 研究開発用機械装置借用費に計上して下さい。

労務費**1. 研究員費**

委託業務に直接従事した研究者、設計者及び工員等の労務費（原則として本給、賞与、諸手当を含めたものとする。ただし、に含まれるものを除く）。なお、私立大学を除く大学及び公設試等においては計上できません。

2. 管理員費

委託業務に直接従事した管理法人の職員の労務費であって、上記1以外のもの。ただし、に含まれるものを除く。

3. 補助員雇上費

委託業務に直接従事したアルバイト、パート等の経費（ただし、に含まれるものを除く）。なお、経理業務を行う補助員の経費は計上できません。

補助員にかかる福利厚生費（社会保険等）は計上できません。

消耗品その他の経費**1. 消耗品費**

委託業務の実施に直接要した資材、部品、薬品、原材料、消耗品等の製作又は購入に要した経費。

2. 光熱水料

委託業務の実施に直接使用するプラント及び機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費。

研究開発に直接関係しない事務所等の光熱水料は計上できません。

3. 旅費・交通費

研究員が委託業務を遂行するために特に必要とした旅費、滞在費及び交通費であって、当該プロジェクト管理法人の旅費規程等により算定された経費。

4. 計算機使用料

委託業務の遂行に必要な電子計算機の使用、データ入力等のためのプログラム作成及びパンチに要した経費。（電子計算機のリースは、.8、その他特別費に計上します。）

5. 委員会経費

委託業務の遂行に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要した委員等謝金、委員等旅費、会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費。研究共同体の研究員が行う会議等は含まれません。

6. 調査費

委託業務の遂行に必要な知識、情報、意見等の収集のための調査（技術動向調査、マーケティング調査、市場調査を含む）に要した経費で、運賃、日当、宿泊費、滞在費、外注費、その他の経費。

7. 報告書作成費

成果報告書の印刷・製本に要した経費。

8. その他特別費

以上の各経費のほか、特に必要と認められる経費。

(県内に研究拠点等を有さない研究共同体における県内の事業所借上費等)

間接経費又は一般管理費

1. 間接経費(研究実施機関に限る)

研究共同体のうち、研究実施機関については、原則、上記 ~ に係る区分経費の合計額(以下「直接経費」という)の30%を上限として間接経費として計上できます。

なお、本間接経費の配分を受けた研究実施機関については、当該研究実施機関毎にその実績をとりまとめた上で、間接経費の執行実績報告書(様式は委託契約の際にお渡しします)を作成し、翌年度の6月30日までに、管理法人を通じて公社へ提出していただきます。(参考2「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」)

2. 一般管理費(管理法人)

管理法人については、原則として、当該委託事業の実施に際して要した経費のうち、直接経費を除く工場管理費、本社経費等の一般管理費を計上できます。

当該一般管理費については、直接経費に当該法人等の直近決算における一般管理費率(直接経費の10%を上限とする。)を乗じて算出するものとします。

ただし、研究実施機関が管理法人を兼ねる場合であって、以下の要件を満たす場合は、当該研究開発実施部分に限り、一般管理費に代えて間接経費を計上することができます。この場合の適用は上記1.に準拠して下さい。

管理法人となった法人等の定款又は寄附行為において、その事業又は設立目的のうち研究開発を実施することが含まれ、かつ、当該法人の通常的な事業の一部として研究開発が実施されていること

管理法人となった法人等が研究開発機能を有していること。

したがって研究開発施設を有し、かつ一定の研究員を雇用していることが必要です。研究開発に主体的に関与し、主要な研究課題を分担していること。

再委託費

再委託費は、委託業務の一部について管理法人以外の者に再委託するのに要した経費とし、当該経費の算定に当たっては、上記 から に定める項目に準じて行う。

再委託契約上は、 の消費税及び地方消費税を含めた契約金額となるが、公社との委託契約においては、消費税及び地方消費税を除いた経費について計上すること。

消費税及び地方消費税

上記 から の項目は消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を記入して下さい。

なお、免税業者の場合は、仕入課税額を消費税及び地方消費税欄に記載して下さい。

7. その他

本事業では、国等(国が所管する独立行政法人を含む)が行う研究開発施策及び県や公社が推進する中小・ベンチャー企業支援事業等との連携を図っていくこととしております。

現時点では主に以下を予定しています。

(1) マッチングサポート

本事業では、新商品・サービスの開発を目指す企業の方と県内外の研究者との出会いを支援します。具体的には、マッチングイベントの開催や企業の方が希望する研究シーズを持つ研究者の紹介など、県内企業のニーズと全国的な技術シーズとのマッチングに取り組みます。

また、本事業による研究開発成果が、事業化に向けて着実に発展していけるよう、国等、他の研究開発支援制度等への展開や、異業種も含めたビジネスパートナーとのマッチングについても取り組みます。

(2) 国等のクラスター計画等との連携

経済産業省（沖縄総合事務局経済産業部）が推進する産業クラスター計画（OKINAWA型産業振興プロジェクト）や文部科学省が推進する知的クラスター創成事業等の各種クラスター計画との連携を図ります。

(3) 県及び公社等が実施する中小・ベンチャー企業支援事業等の活用

本事業で支援した民間企業等に対しては、県又は公社等が実施する各種中小企業支援制度（例：経営革新等支援事業、中小企業支援センター事業等）を積極的に活用していただくなど、経営基盤の強化に向けた総合的な支援も実施します。

< 提案書類チェックシート >

提出書類について記入漏れがないか、また指定枚数内で記載されているかどうかチェックし、提出してください。

テーマ名：

提案書

(様式番号：許容枚数)

平成20年度沖縄イノベーション創出事業提案書	(様式1：1枚)
プロジェクト概要書	(様式2：3枚以内)
研究開発責任者連絡先	(様式3：1枚)
プロジェクト概要図	(様式4：枚数任意)
シーズ顕在化プロデューサーの概要	(様式5：2枚以内)
研究開発内容等説明書	(様式6：枚数任意)
研究実施機関の概要	(様式7：機関毎)
管理法人の概要	(様式8：枚数任意)
参加する民間企業の概要	(様式9：枚数任意)
アドバイザーの概要(アドバイザーを設置する場合のみ)	(様式10：枚数任意)
研究者一覧表	(様式11：枚数任意)
本県優位性・経済的波及効果等説明書	(様式12：枚数任意)
沖縄県内での事業展開計画案(県内企業が参加していない場合のみ)	(様式13：枚数任意)
主要購入設備計画書	(様式14：枚数任意)
研究開発経費積算内訳書(管理法人、再委託先)	(様式15~16：枚数任意)
類似プロジェクト等状況説明書	(様式17：枚数任意)

その他

提案書受付通知用はがき(1枚)
 提案結果通知用封筒(1通) 切手貼付
 提案書の内容が全て入力された電子媒体(CD-R：1枚)
 提出書類チェックシート(チェック済みの本シート：1枚)
 定款又は寄付行為、出資者及び役員の一覧が記載されている書類、最新の決算(営業)報告書(1期分)1部

添付資料

このほか、提案プロジェクトの選定審査に際し、参考となる資料がありましたら、本欄に記入の上、添付してください。

各様式は、枠の大きさ、文字の大きさ、行間等を工夫の上、枚数を厳守してください。
 上記提案書は、正1部(片面印刷)、写し20部(両面印刷)で提出してください。

提案書受付通知用はがき

公社は、提案書に不備がないか確認した後、提案書の受付の通知をしますので、下記に示した内容のはがきを1枚同封してください。(枠組み、書き込み内容ともに楷書で手書き可能です。)

(表)	(裏)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">切手</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 80%; margin: 0 auto;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">プロジェクト 管理法人の住所</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">- 管理法人名 連絡者氏名 様</div> </div>	<div style="margin-bottom: 20px;"> 1. 管理法人名 2. 研究プロジェクト名 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 受付番号 記入不要 </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> 〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831 番地 1 (財) 沖縄県産業振興公社 </div>

提案結果通知用封筒

下記に示した内容の封筒に80円切手を貼付して1枚同封してください。(書き込み内容ともに楷書で手書き可能です。)

(表)	(裏)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">切手 貼付</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 80%; margin: 0 auto;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">プロジェクト 管理法人の住所</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">- 管理法人名 連絡者氏名 様</div> </div>	The back of the envelope is blank

【様式1】

受付番号
記入不要

平成20年度 沖縄イノベーション創出事業提案書

平成20年 月 日

財団法人 沖縄県産業振興公社
理事長 殿

管理法人名
代表者役職名
代表者氏名 印

平成20年度 沖縄イノベーション創出事業（顕在化ステージ）について、以下のとおり関係書類を添えて提案いたします。

研究テーマ名			
管 理 法 人	(フリガナ)		
	法 人 名		
	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	事業担当者 職・氏名		
	電 話		F A X
	E-mail :		
申請状況	<p>過去に、本研究内容と類似のテーマで沖縄産学官共同研究推進事業及び本事業（顕在化ステージ・事業化ステージとも）に申請している場合は、「提案年度」、「受付番号」、「研究テーマ名」を記入して下さい。</p> <p>研究実施機関が、本提案と同一又は類似するプロジェクトについて、他の助成制度等で実施済、継続中又は申請中（申請予定も含む）の場合には、その助成制度等名、テーマ名、助成機関名、助成期間、助成金等の額及び本提案との相違点を記入して下さい。</p> <p>なお、ここでいう助成制度等とは、国、都道府県、市町村、又はこれらの外郭団体が実施している委託、補助、助成、支援、表彰等の制度が対象となります。</p> <p>万が一正しい報告が行われなかった場合や記載漏れが判明した場合は、採択後においても研究契約を取り消すことがありますのでご留意下さい。</p>		

受付番号

記入不要

【様式2】

プロジェクト概要書

研究テーマ名	技術の研究開発(テーマ名は研究開発内容に関連するものにして下さい。)		
企業等	社、 社(東京)、 社(管理法人) (主要な分担の組織から順に記述して下さい)	大学等	大学 学部 学科
		公設試等	県 研究センター 独立行政法人 研究所(大阪)
産業分野	(例)情報通信関連	研究分野	(例)電子・通信工学分野
提案額	千円		
プロデューサー	所属・職・氏名		
研究リーダー	所属・職・氏名		
プロジェクトの概要	(記入例) 背景 (は、 のため、 が期待されている。) 課題 (しながら、 が課題となっている。 / が求められている。) 研究開発体制 (このため、 にノウハウを有する 社と 技術を有する 大学が連携することにより、 が可能となる。) 研究開発内容 (を解明するとともに、 を する技術を確立する。) 当該研究シーズを活用し将来開発を目指す製品・サービス等 (当該研究シーズを顕在化することにより、 の特長を有する の開発が可能となる。) 効果 (が期待できる。)		
	研究開発内容の概要	「研究開発内容等説明書」等の内容について、審査基準の観点等からアピールできるよう要約して下さい。 特に、大学・公設試等の研究実施機関が持つ研究シーズの新規性・独創性、その他高度な研究開発要素等に重点をおいて記述して下さい。 当該ステージにおいて顕在化の対象となる研究シーズの新規性・独創性 研究開発計画の具体性・実現可能性 研究開発費の妥当性	
政策的観点からの重要性等	「本県優位性・経済的波及効果・雇用効果等説明書」の内容について、審査基準の観点からアピールできるよう要約して下さい。また、その他アピールしたい事項があれば記述して下さい。 沖縄の優位性を活かした地域イノベーション創出の可能性 本県における経済的効果及び雇用効果等 本県への技術的波及効果 その他		
備考			

【様式2】については最大3枚以内で記入してください。

【様式3】

研究開発責任者連絡先

シーズ顕在化 プロデューサー	フリガナ	
	所属名	
	フリガナ	
	氏名	
	所属部署名	
	郵便番号	〒
	住所	
	T E L	
研究リーダー	F A X	
	E - m a i l	
	フリガナ	
	所属名	
	フリガナ	
	氏名	
	所属部署名	
	郵便番号	〒
その他	住所	
	T E L	
	F A X	
	E - m a i l	
	フリガナ	
	所属名	
	フリガナ	
	氏名	
所属部署名		
郵便番号	〒	
住所		
T E L		
F A X		
E - m a i l		

【様式4】

プロジェクト概要図

研究テーマ名	
提案額	, 千円
1 これまでの研究の背景	
<p style="text-align: center;">これまでの研究に関わる経緯等を記入して下さい。</p>	
2 プロジェクトの概要図	
<p>既存技術の課題、研究実施体制、研究開発目標、新技術の効果、事業化計画等がわかる挿し絵を添付して下さい。</p> <p>挿し絵の上部には、テーマ名を記入して下さい。</p>	

【様式6】

研究開発内容等説明書

1. 研究シーズの顕在化に向けた課題等
<p>大学・公設試等の研究シーズを顕在化するにあたり、どのような技術的な課題があるのか具体的に記述して下さい。</p>
2. 研究開発の目標
<p>本研究開発課題に関連する県内外の研究開発の現状及び動向を記述した上で、この研究開発で何をどこまで実現しようとするのか記述して下さい。</p> <p>最近の技術水準や県内外での研究開発動向をもとに、できる限り数値化して記入して下さい。数値化できない場合はできる限り具体的に記述して下さい。</p>
3. 研究開発の内容
<p>研究目標を達成するために、どのような方法で研究開発課題を解決するのかについて、従来の研究開発方法との類似点・相違点も交えながら記述して下さい。</p> <p>サブテーマ毎の具体的な説明は次の「サブテーマと研究実施機関の役割分担」に記述して下さい。</p>
4. サブテーマと研究実施機関の役割分担
<p>研究開発のサブテーマ毎に研究開発課題とその解決方法及び今回の研究開発によって何をどこまで達成できるのかなどについて記述して下さい。</p>
サブテーマ名： の研究
研究実施機関 ： 大学 学部 学科
研究代表者氏名： （役職：教授 or 助教授等）
研究開発の課題：
課題の解決方法：
期待される効果：
当該サブテーマに関連する研究の状況及び研究成果等について：

サブテーマ名 : 開発の開発・実証
研究実施機関 : 試験場 研究室
研究代表者氏名 :
研究開発の課題 :
課題の解決方法 :
期待される効果 :
当該サブテーマに関連する研究の状況及び研究成果等について :
サブテーマ名 : の試験製造
研究実施機関 : 社
研究代表者氏名 :
研究開発の課題 :
課題の解決方法 :
期待される効果 :
当該サブテーマに関連する研究の状況及び研究成果等について :

サブテーマが3つ以上ある場合は、適宜様式を追加して記入して下さい。

5 . 研究開発共同体について

研究開発共同体について、企業と大学・公設試等が連携するに至った経緯（時期、きっかけ）及びこれまでの交流状況について記述して下さい。

6 . 研究開発の実施場所について

県内企業が参加していない研究共同体については、沖縄県内での研究開発等の実施場所をどのように確保する予定なのかを記入して下さい。

7. 顕在化計画

研究テーマ名： 技術の研究開発											
年 度		平成20年度									
サブテーマ名	研究実施機関	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
の研究	大学 学部	→									
1) の試験		→									
2) の評価・解析		→									
開発の開発・実証	研究所 研究室	→									
1) の開発		→									
2) の実証		→									
の試験製造	(株) 社 (株)	→									
1) の開発		→									
2) の試験製造		→									

【様式7】

研究実施機関の概要

管理法人、民間企業等を除く全ての研究実施機関毎に記入して下さい。

機関名																								
所在地																								
連絡担当者	職・氏名		電話																					
	E-mail		FAX																					
	HPアドレス																							
主要な研究員の研究経歴等	役職・氏名（年齢）： 年 月 大学大学院終了（ 博士） 年 月 大学助手 貴機関から研究リーダーが選任されている場合には、当該リーダーの研究経歴等について記述して下さい。 本研究開発に係る関与時間/年：																							
本研究開発に係る技術シーズ	本研究開発において担当するサブテーマ等を記述して下さい。 その上で、当該研究開発に係る貴機関の研究開発能力、企業による実施困難性、企業への技術供与等について、貴機関の論文、特許等の研究実績や所有する研究用設備等を含めて記述して下さい。																							
共同研究実績	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">共同研究名称</th> <th style="width: 20%;">委託元</th> <th style="width: 15%;">期間</th> <th style="width: 35%;">事業化の有無 (具体的商品・サービス)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>の研究開発</td> <td>省</td> <td>H14～H16</td> <td>特定保健用食品の販売</td> </tr> <tr> <td>の開発</td> <td>県</td> <td>H18</td> <td>の特許化に成功</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">本研究テーマに関連のある共同研究の実績について記入して下さい。</p>				共同研究名称	委託元	期間	事業化の有無 (具体的商品・サービス)	の研究開発	省	H14～H16	特定保健用食品の販売	の開発	県	H18	の特許化に成功								
共同研究名称	委託元	期間	事業化の有無 (具体的商品・サービス)																					
の研究開発	省	H14～H16	特定保健用食品の販売																					
の開発	県	H18	の特許化に成功																					
その他の研究者																								
役 職	氏 名	関与時間/年	担当・専門分野等																					

【様式8】

管 理 法 人 の 概 要

法人名				代表者職・氏名																							
所在地	登記上の住所を郵便番号から記載して下さい。																										
HPアドレス	ホームページがある場合のみ記載して下さい。																										
連絡担当者	職・氏名				電話																						
	E-mail				FAX																						
会計担当者	職・氏名				電話																						
	E-mail				FAX																						
資本金等	百万円			設立年月日	(経過年数)																						
職員数	名(内研究開発担当者 名)																										
事業概要																											
研究員の研究経歴等	<p>役職・氏名(年齢):</p> <p>年 月 大学大学院終了(博士)</p> <p>年 月 大学助手</p> <p>貴機関からシーズ顕在化プロデューサー又は研究リーダーが選任されている場合には、当該プロデューサー又はリーダーの研究経歴等について記述して下さい。</p> <p>本研究開発に係る関与時間/年:</p>																										
本研究開発の技術シーズ	<p>専ら管理法人のみの業務を行う場合は記載しなくてもよい。</p> <p>本研究開発において担当するサブテーマ等を記述して下さい。</p> <p>その上で、当該研究開発に係る貴社の研究開発能力について、論文、特許等の研究実績や所有する研究用設備等を含めて記述して下さい。</p> <p>研究共同体が複数の企業で構成されている場合には、貴社のみが有する技術シーズ等、貴社の参加の必要性についても記述して下さい。</p>																										
共同研究実績	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">共同研究名称</th> <th style="width: 20%;">委託元</th> <th style="width: 15%;">期間</th> <th style="width: 35%;">事業化の有無 (具体的商品・サービス)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>の研究開発</td> <td>県</td> <td>H16～H17</td> <td>現在、研究継続中</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">本研究テーマに関連のある共同研究の実績について記入して下さい。</p>							共同研究名称	委託元	期間	事業化の有無 (具体的商品・サービス)	の研究開発	県	H16～H17	現在、研究継続中												
共同研究名称	委託元	期間	事業化の有無 (具体的商品・サービス)																								
の研究開発	県	H16～H17	現在、研究継続中																								
その他の研究者																											
役 職	氏 名	関与時間/年	担当・専門分野等																								

【様式9】

参加する民間企業の概要

参加企業等1社ずつ作成してください(管理法人を除く)。

企業名				代表者職・氏名		
所在地	登記上の住所を郵便番号から記載して下さい。					
HPアドレス	ホームページがある場合のみ記載して下さい。					
連絡担当者	職・氏名				電話	
	E-mail				FAX	
	HPアドレス					
資本金等	百万円		設立年月日	(経過年数)		
職員数	名(内研究開発担当者 名)					
事業概要						
研究員の研究経歴等	<p>役職・氏名(年齢): 年 月 大学大学院終了(博士) 年 月 大学助手 貴機関からシーズ顕在化プロデューサー又は研究リーダーが選任されている場合には、当該プロデューサー又はリーダーの研究経歴等について記述して下さい。</p> <p>本研究開発に係る関与時間/年:</p>					
本研究開発の技術シーズ	<p>本研究開発において担当するサブテーマ等を記述して下さい。 その上で、当該研究開発に係る貴社の研究開発能力について、論文、特許等の研究実績や所有する研究用設備等を含めて記述して下さい。 研究共同体が複数の企業で構成されている場合には、貴社のみが有する技術シーズ等、貴社の参加の必要性についても記述して下さい。</p>					
共同研究実績	共同研究名称		委託元	期間	事業化の有無 (具体的商品・サービス)	
本研究テーマに関連のある共同研究の実績について記入して下さい。						
その他の研究者						
役職	氏名	関与時間/年	担当・専門分野等			

【様式10】

アドバイザーの概要

所属・役職・氏名			
役割		謝金等	千円
所在地	登記上の住所を郵便番号から記載してください。	電話	
E-mail		FAX	

所属・役職・氏名			
役割		謝金等	
所在地		電話	
E-mail		FAX	

【様式12】

本県優位性・経済的波及効果・雇用効果等説明書

1. 本県優位性の活用

当該研究開発で活用する大学・公設試等の研究シーズが顕在化されることにより、将来、どのような製品、サービス、技術等の開発が可能となるのか。さらに、それが本県の有する資源・特性とどのように関連しているのか。また、本県で事業化することが他の地域で事業化するよりも適している点等について具体的に記述して下さい。

2. 本県への技術的波及効果

本県全体の技術開発力向上への貢献、研究開発成果の県内他企業における活用、他の研究開発への応用可能性、産学官連携の広がり等、実施企業のみならず、本県全体への技術的波及効果に関して、中長期的な視点も含め、具体的に記述して下さい。

3. 本県における経済的波及効果及び雇用効果

技術的波及効果を踏まえ、提案プロジェクトの実現が、本県における生産額増加や雇用創出等、経済的にどのような効果をもたらすものか、中長期的な視点も含みつつ、数値目標を含めて具体的に記述して下さい。また、県民の利便性の向上や安心感の向上等、他に本県における効果があれば、記述して下さい。

【様式13】

沖縄県内での事業展開計画案

1. 研究開発成果を活用した沖縄県内における事業展開について

当該研究開発成果を活用し、本県においてどのような事業展開を計画しているのかについて、下記の点に留意の上、具体的に記述して下さい。

- ・事業化に向けたスケジュール
- ・研究成果を事業化するにあたり、どの部分（工程・役割等）を県内で実施するのか
- ・原材料等の県内調達率
- ・県内企業や大学等との連携
- ・当該研究をきっかけとした本県における事業展開の最終的な目標

2. 沖縄県内への事業拠点の設置計画

上記「1. 研究開発成果を活用した沖縄県内における事業展開について」で予定している事業拠点（本社、支店、営業所及び工場等）の設置計画について、規模や機能、時期、場所等について記述して下さい。

3. 本県で研究開発プロジェクトを実施する目的、必要性、他地域と比較した場合の優位性

当該研究開発プロジェクトを本県において実施する理由について、必要性や他地域と比較した場合の優位性などを、客観的な指標や合理的な根拠を用いて記述して下さい。

4. その他、県外の企業等が本県の支援制度を活用する理由

その他、本県の支援制度を活用する理由について、具体的に記述して下さい。

【様式14】

主要設備計画書

(単位:千円)

設置場所・設備名	金額	仕様	使用目的・購入必要性
(記入例) 社 ・ 装置	x,xxx		の研究開発に伴うリース料(社製)
大学xx研究室 ・ 分析機器	x,xxx		研究開発に伴うリース料(社製)。 使用予定期間:H 年 月~H 年 月
合計			

設備が導入されない場合の代替案について

機器名	装置を保有する機関及び企業名
装置	センターxx研究室
分析機器	大学xx研究室

【様式15】

管理法人 研究開発経費積算内訳書(平成20年度)

研究テーマ名	の研究開発
管理法人名	株式会社

(単位:千円)

項目	見積金額	積算内訳
・研究開発用機械装置費等	1,000	再委託先では計上できません。
2. 研究開発用機械装置借用料 ・ 装置リース料	1,000	
・労務費	2,900	
1. 研究員費 ・	2,000	
2. 管理員費 ・	900	
・消耗品その他の経費	1,500	
1. 消耗品	900	
3. 旅費・交通費	400	
7. 報告書作成費	200	
・間接経費又は一般管理費	600	直接経費の %
・再委託費	3,000	
A大学	3,000	
総経費	9,000	
・消費税及び地方消費税	450	
合計	9,450	

～ の経費については、顕在化ステージ応募要領の「6. 研究開発経費積算内訳書作成要領」を参照の上、項目ごとに記入して下さい。

千円未満は四捨五入して記入して下さい。

【様式16】

再委託先 研究開発経費積算内訳書(平成20年度)

研究実施機関毎に記入して下さい。

研究実施機関名 (再委託先名)	A大学
--------------------	-----

(単位:千円)

項 目	見積金額	積算内訳
. 労務費	1,200	
1. 研究員費	1,200	
. 消耗品その他の経費	1,500	
1. 消耗品	600	
3. 旅費・交通費	500	
6. 調査費	400	
. 間接経費又は一般管理費	300	
合 計	3,000	

～ の経費については、顕在化ステージ応募要領の「6. 研究開発経費積算内訳書作成要領」を参照の上、項目ごとに記入して下さい。

再委託先では消費税及び地方消費税を除いた額で算定して下さい。

千円未満は四捨五入して記入して下さい。

【様式17】

類似プロジェクト等状況説明書

事業名称		
事業主体 (関係省庁等)		
テーマ名		
管理法人		
研究リーダー等		
研究実施機関		
提案額	千円	千円
研究期間	平成 年度～平成 年度	平成 年度～平成 年度
研究開発内容		
その他		

【様式18】

(財)沖縄県産業振興公社 研究開発支援プロジェクトチーム
 沖縄イノベーション創出事業 担当者 宛

F A X : 098-859-6233

質 問 書

平成 年 月 日

住 所

商 号

代表者名

印

電話番号

F A X

ステージ名	質 問 内 容	備 考

メールでの質問も受け付けております (e-mail : innovate@okinawa-ric.or.jp)

競争的資金の適正な執行に関する指針

(平成18年11月14日改正)

平成17年9月9日

競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促している。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成18年2月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、まず、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

その他これらに準ずる場合

この指針において「過度の集中」とは、一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

その他これらに準ずる場合

(2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。

応募時に、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）の共通事項を応募書類に記載させる。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。

課題採択前に、必要な範囲で、他府省を含む他の競争的資金担当課に、採択予定課題一覧（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）を送付するなどにより、競争的資金担当課間で情報を共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。

応募書類及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。

なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的資金の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。

3. 不正使用及び不正受給への対応

関係府省は、競争的資金の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降2から5年間とする。

- (2) 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

4. 研究上の不正行為への対応

関係府省は、競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的

資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。
- (2) 不正行為に関与した者については、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限する場合があるとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。

- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

5. その他

- (1) 上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除並びに不正使用及び不正受給への対応の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成17年9月以降公募を行うものから、順次実施することとする。
なお、平成17年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。
- (2) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成18年11月以降公募を行うものから、順次実施することとする。
なお、平成18年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。
- (3) 不正使用・不正受給、研究上の不正行為に関連して応募資格を制限された者の情報については、内閣府が一元的に管理する。
- (4) 関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。なお、競争的資金を所管する独立行政法人等に対し、主務省から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。
- (5) 本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

(別紙)

競争的資金に関する関係府省連絡会 名簿

内閣府政策統括官（科学技術政策担当）付参事官
総務省情報通信政策局技術政策課長
文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課長
厚生労働省大臣官房厚生科学課長
農林水産省農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課長
経済産業省産業技術環境局産業技術政策課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室長

競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針

平成13年4月20日

平成17年3月23日改正

競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 本指針の目的

間接経費の目的、額、使途、執行方法等に関し、各府省に共通の事項を定めることにより、当該経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用に資すること。

2. 定義

「配分機関」……競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究機関又は研究者に配分する機関。

「被配分機関」……競争的資金を獲得した研究機関又は研究者の所属する研究機関。

「直接経費」……競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

「間接経費」……直接経費に対して一定比率で手当てされ、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。

3. 間接経費導入の趣旨

競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当てすることにより、競争的資金をより効果的・効率的に活用する。また、間接経費を競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関の競争を促し、研究の質を高める。

4. 間接経費運用の基本方針

(1) 配分機関にあつては、被配分機関において間接経費の執行が円滑に行われるよう努力すること。また、間接経費の運用状況について、一定期間毎に評価を行う。

(2) 被配分機関にあつては、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。なお、複数の競争的資金を獲得した被配分機関においては、それらの競争的資金に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用すること。

5. 間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とすること。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直すこととする。

6. 間接経費の使途

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1に規定する。

なお、間接経費の執行は、本指針で定める間接経費の主な使途を参考として、被配分機関の長の責任の下で適正に行うものとする。

7. 間接経費の取り扱い

間接経費の取り扱いは、被配分機関及び資金提供の類型に応じ、別表2の分類に従うこと。

8. 報告

被配分機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、別紙様式により配分機関に報告すること。

9. その他

本指針に定めるものの他、間接経費の執行・評価に当たり必要となる事項については、別途定めることとする。また、本指針は、今後の執行状況を踏まえ、随時見直すこととする。

間接経費の主な使途の例示（別表1）

被配分機関において、当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

管理部門に係る経費

施設管理・設備の整備、維持及び運営経費

管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

研究部門に係る経費

共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- 特許関連経費

- 研究棟の整備、維持及び運営経費

- 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

- 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

- 設備の整備、維持及び運営経費

- ネットワークの整備、維持及び運営経費

- 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

- 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

- 図書館の整備、維持及び運営経費

- ほ場の整備、維持及び運営経費

など

その他の関連する事業部門に係る経費

- 研究成果展開事業に係る経費

- 広報事業に係る経費

など

上記以外であっても、研究機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

被配分機関の種類等による間接経費の取り扱い整理表（別表2）

被配分機関の種類	資金提供の形態			
	委託費 (政府出資金等)	個人補助金 (国庫補助金)	機関補助金 (国庫補助金)	支出委託 (国研所管省庁 一般会計)
国立大学 大学共同利用 機関等	受託機関に国立学 校特別会計の(項) 産学連携等研究費 (目)産学連携等研 究費として配分 出資金事業等、地 球環境研究総合推 進費	研究者から所属機 関に納付 所属機関に国立学 校特別会計の(項) 産学連携等研究費と して配分 科研費、ミレニア ム公募等		文部科学省から被 配分機関に一般会計 の(項)科学技術振 興調整費として配分 振興調整費
国立試験研究 機関等	年度途中における 予定外の受託が出来 ないため、その際は 配分不可能	研究者から所属機 関に納付しても、そ れに連動する歳出科 目が無いため配分不 可能		国研所管省庁から 被配分機関に一般会 計の(項)科学技術 振興調整費等として 配分 振興調整費、地球 環境研究総合推進 費
独立行政法人	委託者から受託者 に配分 出資金事業、振興 調整費等	研究者から所属機 関に納付 科研費、ミレニア ム公募等	国から被配分機関 に配分	
公立大学 公設試験研究 機関	委託者から都道府 県等に配分(都道府 県議会等における予 算の審議を経て執 行) 出資金事業、振興 調整費等	研究者から所属機 関への納付を経て都 道府県等に配分(都 道府県議会等におけ る予算の審議を経て 執行) 科研費、ミレニア ム公募等	国から都道府県等 に配分(都道府県議 会等における予算の 審議を経て執行)	
特殊法人 公益法人 民間企業 私立大学	委託者から受託者 に配分 出資金事業、振興 調整費等	研究者から所属機 関に納付 科研費、ミレニア ム公募等	国から被配分機関に 配分 ミレニアム公募等	